浜松みをつくし特別支援学校 いじめ防止基本方針

Ⅰ いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

（基本理念）

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながらこれを放置することがないよう、「いじめは、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。」ということについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としていじめの防止等のための対策を行う。また、児童生徒の障害の状況や実態、その背景にある問題等にも配慮しながら、適切な支援や指導に努める。

（いじめの定義）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第２条より抜粋）

いじめの表れとして、以下のようなものが考えられます。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

一つ一つの行為がいじめに当たるかどうかの判断は、いじめを受けた子どもの 立場に立つことが必要です。また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生していることもあります。いじめであるかを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、苦痛を表現できなかったり、いじめと本人が気づいていなかったりする場合もあることから、その子や周りの状況等をしっかりと確認することが必要です。特定の教職員のみによることなく、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（学校いじめ対策組織）を適切に機能させ、情報を共有することによって複数の目で確認することが必要です。（「静岡県いじめの防止等のための基本的な方針」より抜粋）

（いじめの禁止）

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に行ってはいけない。

（学校及び職員の責務）

いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、いじめが行われず、全ての児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者や関係機関との連携を図りながら学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発の防止に努める。

２ いじめ防止等のための対策の基本となる事項

（１） 基本施策

① いじめの未然防止

ア　学校経営計画の中に「安全で安心な学校づくり」を掲げ、児童生徒が安全・安心な学校生活を過ごせるよう組織的に取り組む。

イ　人権・個性を尊重し、互いが人の「夢」を大切にできるように、児童生徒の豊かな道徳心を培い、心の通う人間関係を築くため、道徳教育の全体計画に基づいて、さまざまな教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

ウ　保護者並びに地域住民、その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止のために児童生徒が自主的に行う児童生徒会活動に対する支援を行う。

エ　児童生徒の障害の状況や実態、その背景にある問題等にも配慮しながら適切な支援や指導が行えるよう、校内での指導体制や関係機関との連携を図る。

オ　教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることがないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

カ　いじめ発見等に関するチェックリストやアンケート調査を必要に応じて作成、共有して全職員で状況把握や実態調査を行い指導に当たる。

② いじめの早期発見のための措置

ア　いじめの調査等

いじめを早期に発見するため、在籍する児童生徒に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

（ア）児童生徒対象いじめアンケート調査【年２回（６月・11 月)】

（イ）高等部生徒対象アンケート調査（２学期始め：９月）

（ウ）個別面談を通じた学級担任による保護者からの聞き取り調査

※学級での様子や人間関係、教育相談を通じた学級担任等による児童生徒からの聞き取りを参考に調査する。

イ　いじめ相談体制

相談や通報の窓口は、校長、副校長、教頭、部主事、養護教諭、生徒指導課長、生徒指導課人権担当とする。常時、子ども、保護者、教職員、地域住民からのいじめに関する相談、通報を受ける。

日頃から、抵抗なくいじめに関して相談しやすい場や雰囲気づくりをするとともに、子どもや保護者、地域住民からの訴えを親身になって受け止め、すぐにいじめの有無を確認できるようにする。また、保健室やスクールカウンセラー等の利用について広く周知する。

ウ　いじめ未然防止等のための教職員の資質向上

ささいな兆候であっても、いじめではないかと疑いをもって、早い段階から的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知できるようにするため、いじめの未然防止等のための対策に関する校内研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの未然防止等に関する教職員の資質向上を図る。

③ ＳＮＳ等を通じて行われるいじめに対する対策

児童生徒及び保護者が、ＳＮＳ等を通じて行われるいじめを未然防止し、また効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、高等部生徒を対象としたスマホ安全教室を行う。また、学校と家庭との連携を図り、児童生徒のＳＮＳ等の利用状況等の把握に努める。

（2）　いじめ防止等に関する措置

①「浜松みをつくし特別支援学校いじめ防止対策委員会」の設置

本校では、各種委員会の中に「いじめ防止対策委員会」を設置し、いじめ防止等に関する基本方針に沿って対策し推進していく。

＜目的＞

いじめの情報の共有、いじめ防止対策、いじめ発生時の対策について組織的に対応を行う。

＜構成員＞

校長、副校長、教頭、学部主事、養護教諭、〇生徒指導課長（人権担当）、
（学年主任、関係職員）その他校長が必要と認める者。

※いじめ対策の構成員としては、扱う内容に応じて柔軟に構成していく。（例スクールカウンセラー、学校医、専門的な知見を有する者など）

＜委員会の開催時期と取組内容＞

時期	内容
１学期	第１回いじめ防止対策委員会（５月） ・「いじめ防止基本方針」についての確認
２学期	第２回いじめ防止対策委員会（９月） ・生活学習アンケートの内容と対策の共有
３学期	第３回いじめ防止対策委員会（２月） ・「体罰いじめアンケートに関するアンケート」の集計結果の情報共有 ・次年度の方向性についての検討
随時	・いじめの相談や通報の窓口を担う ・いじめ発生が認められ即時対応が求められた場合、重大事態発生時の対応 等

② 校内におけるいじめ対応のフローチャート

1 発見

日常の観察・教育相談・アンケート・周囲等からのいじめに係る情報をキャッチ
（いじめが疑われる情報、人間関係に関する悩みを含む）

2 情報収集

情報を得た教職員

「抱え込まず、即報告、共有」
担任→学年主任→主事→副校長・教頭→校長
校長→組織招集・指示

組織的に同時に行う

3 事実確認

○詳細な情報収集（記録・整理・共有）
①から⑥について事実関係の把握をする。
①被害の様態（暴力、言葉等）②被害の状況（時、場所、人数等）
③集団の構造（被害・加害・傍観）④動機・背景
⑤被害児童生徒の様子　⑥加害児童生徒の様子（他の問題行動）
○アンケート調査の実施の可否の判断

※SNS やインターネット事案など扱う内容により、学校のみで対応するか判断に迷う場合、警察に相談、通報する。

4 方針決定

いじめと判断した場合

いじめ対策委員会の設置

第三者委員会を立ち上げ速やかに調査

いじめの重大事態の場合

詳細は次頁

指導・支援体制・方針
○主に次の３点を検討する
① 具体的な指導・支援方法
② 事案が「重大事態」にあたるか
③ いじめ解決にむけた今後の進め方と役割確認

県教委特支課へ電話で一報後、問題行動（いじめ）の報告書（様式９号）を作成し、情報を共有

保護者・関係機関との連携
○適切な情報提供

いじめと判断しない場合
○継続した見守りをしていく。
必要に応じて学年や学部でトラブル解決に向けて対策を立てて実施していく。

5 対応・経過観察

教師の対応

子どもへの指導・支援
○被害者、加害者、傍観者への指導と支援

保護者への説明と協力依頼

継続した指導へ
○観察→再発防止→新たな未然防止の取り組み
○教育の充実を図る

※ **いじめ解消の要件（少なくとも以下の２つを満たすこと）　（静岡県いじめ防止基本方針）**

① いじめに係わる行為が止んでいる状態が、相当の期間（概ね３か月）続いていること。

② 被害児童生徒が、心身の苦痛を感じていないことが、本人および保護者から確認できたこと。

（3）**重大事態への対応**

重大事態対応の流れ

□いじめの疑いに関する情報

法第 22 条「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」においていじめの疑いに関する情報の収集、記録共有及びいじめの事実の確認を行い、結果を静岡県教育委員会へ報告

□重大事態の発生

重大事態の発生を静岡県教育委員会に報告

重大事態とは、以下のケースをいう。

① いじめにより、子どもの生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ・子どもが自殺を企図した場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合　等

② 欠席の原因がいじめと疑われ、子どもが相当の期間（年間 30 日を目安とする)、学校を欠席しているとき。あるいは、いじめが原因で子どもが一定期間連続して欠席しているとき。

③ 子どもや保護者から、いじめられて重大事態に至ったと申し立てがあったとき

□調　査　　**＊静岡県教育委員会が調査主体を判断**

【学校が調査主体の場合】

静岡県教育委員会の指導、助言のもと、以下のような対応に当たる。

□学校に、重大事態の調査組織を設置
□調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施
□いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して適切に情報提供
□調査結果を静岡県教育委員会に報告
□調査結果を踏まえた必要な措置

【静岡県教育委員会が調査主体の場合】

□静岡県教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査に協力

令和８年度　「人権」・「いじめ防止」　年間計画

月	内容	備考
4	・いじめ防止対策基本方針（浜み特支）伝達	→掲示板で共有し、朝の全体打ち合わせで、口頭にて伝達
5	・いじめ防止対策委員会① ・いじめ基本方針の保護者への周知 ・教職員の人権感覚チェックシート①	→年間計画の説明 →ホームページへの掲載、COCOO による配信
6	・生活や学習に関するアンケート調査実施 ・人権研修①「発達支持的生徒指導について」説明 ・人権教育担当者研修会	→児童生徒自身、教員見取りにより回答 →職員会議後に、全体で行う
7	・あいさつ運動（児童生徒会）	
8		
9	・教職員の人権感覚チェックシート② ・いじめ防止対策委員会② ・長期休業明け生活アンケート調査（高等部の児童生徒対象）	→生活や学習に関するアンケート調査の結果や対応について報告する。 →保護者によるアンケート
10	・人権研修②「児童生徒の望ましい行動、活躍できる場について」話し合い（学年単位）	→学年会で15分程度話し合いの場を設けてもらう。各学年１人の児童生徒について、いいところや活躍できる場づくりについて話し合いを行う。
11	・「体罰いじめに関するアンケート」	→保護者によるアンケート
12		
1	・教職員の人権感覚チェックシート③ ・「セクシュアルハラスメントに関する実態調査」	→調査結果を県へ提出
2	・人権研修③「励ましや称賛、対話等を大切にした各学年の取り組み紹介」 ・いじめ防止対策委員会③	→各学年の取り組みを共有する。
3		

人権チェック：対象は、全教職員
・学期に１回程度で人権に関わる内容や視点等の情報、事例発信。
人権研修について：学期ごとに行う。「発達支持的生徒指導」をテーマに、全体で情報共有をしたり、学年で話し合いを行ったりする。
生徒会　学年・学部を越えた協働的な活動（あいさつ運動、「ありがとう」を伝えよう、レクリエーション、お楽しみ活動等）　時期は未定
アンケート調査：いじめの疑いがあった場合は、フローチャートに沿って対応していく。

令和３年５月 20 日制定
令和４年４月 26 日改訂
令和５年５月 18 日改訂
令和６年２月１日改訂
令和７年２月６日改訂
令和８年５月 25 日改訂
令和８年９月 10 日改訂